

空港制限区域内における自動運転技術検討委員会 設置規約

(設置の目的)

第1条 本委員会は、空港業務の生産性向上に向けて、空港制限区域内における自動運転技術を活用するうえでの技術的課題や運用上の課題について、共通的に解決することを目的として設置する。

(本委員会の構成)

第2条 本委員会は、委員会の長（以下「委員長」という。）及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。
- 3 委員長は、本委員会を統括する。
- 4 委員の構成は、別紙に掲げる者とする。
- 5 委員長は、必要に応じて委員及びオブザーバの追加並びに関係者の出席及び追加を求めることができる。
- 6 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が予め指名する者が、その職務を代理する。

(本委員会の開催)

第3条 本委員会は、冒頭部分のみ公開とし、オブザーバ及び第2条第5項に規定する関係者を除き傍聴は不可とする。

- 2 本委員会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 本委員会の議事要旨は、事務局が委員長の確認を得た後、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第4条 本委員会の事務局は、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課に置く。

(情報の取扱)

第5条 委員のうち業界関係者、オブザーバ及び事務局は、第1条の目的に鑑み、本委員会で取り扱う事項に関連する取組を実施する場合は、予め本委員会に情報提供するものとし、原則として、委員会に情報提供することを想定しない独自の取組を実施してはならない。ただし、先進技術に関する情報などその情報の提供によって企業価値を損なう又は経営上の不利益を生じる等、特段の理由がある場合はその限りではないものの、その場合であっても本委員会への情報提供に努めることとする。

- 2 本委員会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項については、本委員会で定めるものとする。

附 則

1 この規約は、本委員会の設置の日から施行する。

別紙

空港制限区域内における自動運転技術検討委員会

委 員 名 簿

学識経験者

大村 裕康 桜美林大学 総合研究機構 客員教授
花岡 伸也 東京科学大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
菅沼 直樹 金沢大学 高度モビリティ研究所 教授

業界関係者

全日本空輸株式会社 グランドハンドリング企画部長
日本航空株式会社 グランドハンドリング企画部長
成田国際空港株式会社 空港計画部長
中部国際空港株式会社 空港運用部長
関西エアポート株式会社 運用本部 運用統括部長
全国空港事業者協会 常務理事